

西東京市立保谷第一小学校建替協議会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、西東京市立保谷第一小学校（以下「保谷第一小学校」という。）の建替えについて学校関係者から意見聴取を行い、保谷第一小学校の建替えの基本構想等の検討をするために設置する、西東京市立保谷第一小学校建替協議会（以下「保谷第一小学校建替協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事項

保谷第一小学校建替協議会は、次の事項について検討し、その結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提言する。

- (1) 保谷第一小学校の建替えの基本構想、基本計画及び基本設計に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。

第3 構成

保谷第一小学校建替協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3人以内
 - (2) 保谷第一小学校に通学する児童の保護者 2人
 - (3) 保谷第一小学校に設置する学校運営協議会委員 1人
 - (4) 保谷第一小学校の地域学校協働活動推進員 1人
 - (5) 保谷第一小学校の通学区域を担当地区とする民生委員・児童委員 1人
 - (6) 保谷第一小学校の通学区域の青少年育成会の会員 1人
 - (7) 保谷第一小学校の校長
 - (8) その他教育長が委員として適当と認めた者 2人以内
- 2 前項各号に規定する委員の任期は、令和9年3月31日までとする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 会長及び副会長

保谷第一小学校建替協議会に会長及び副会長を置き、会長は保谷第一小学校の校長をもって充て、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、保谷第一小学校建替協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

保谷第一小学校建替協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 保谷第一小学校建替協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 保谷第一小学校建替協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、保谷第一小学校建替協議会で必要があると認めるときは、委員以外の者

の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第6 会議の傍聴

保谷第一小学校建替協議会の会議は、原則として傍聴することができる。

- 2 保谷第一小学校建替協議会の会議の傍聴者は、10人以内とする。ただし、会長が認めるときは、これを変更することができる。

第7 報償

協議会の委員（西東京市職員及び市立学校の教職員である者を除く。）が保谷第一小学校建替協議会の会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を謝金として支給する。

第8 庶務

保谷第一小学校建替協議会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、保谷第一小学校建替協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。